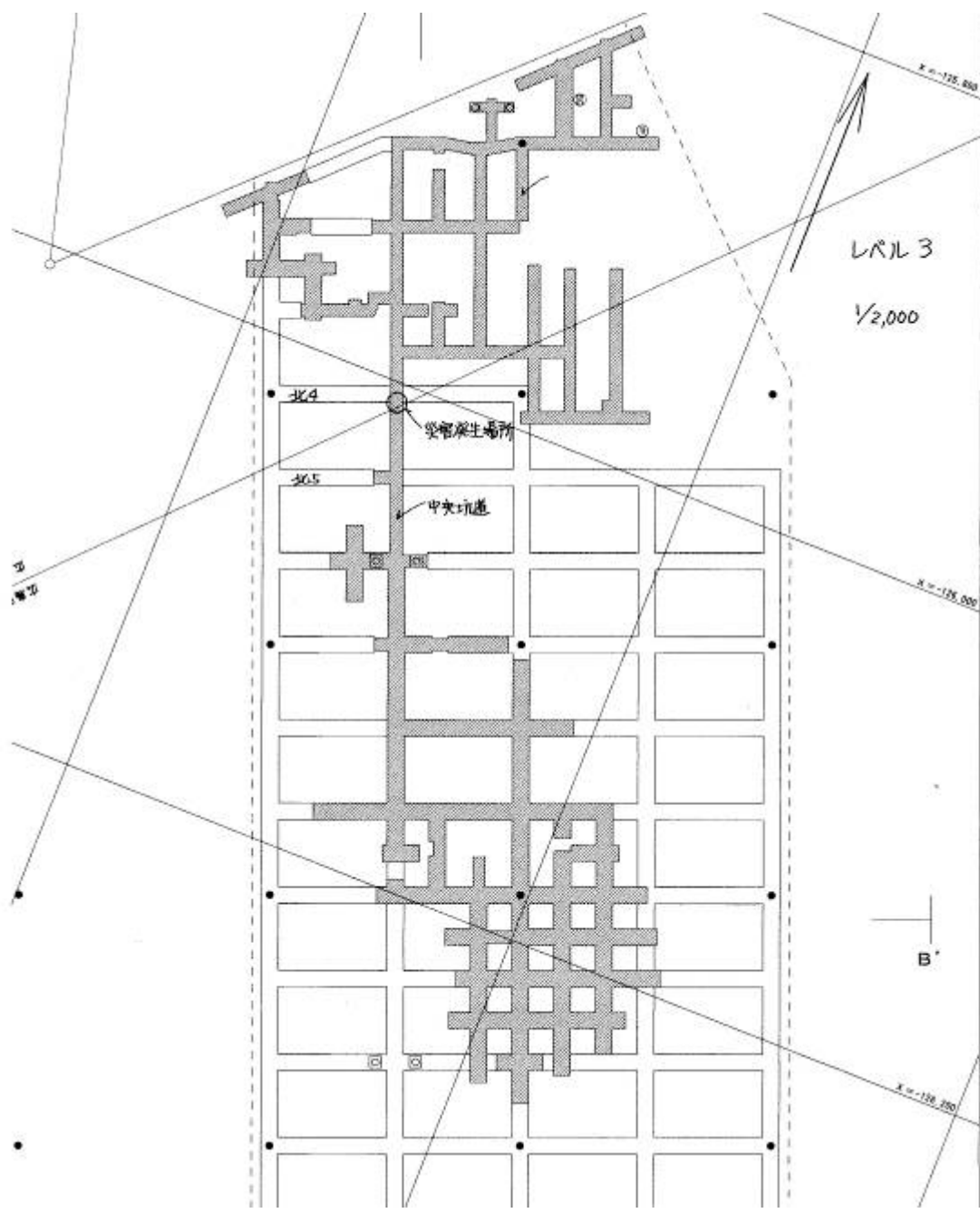


災害等情報（詳報）

鉱種： 石灰石	鉱山の所在地： 広島県					
災害等の種類： 坑内・その他	発生日時： 平成29年8月10日(木) 10時00分頃	罹災者数	死 —	重 —	軽 1	計 1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： 39歳、採鉱係、直轄、勤続年数及び経験年数1年7ヶ月						
罹災程度：左足踝の剥離骨折（休業：7日）						
<p><b>【概要】</b></p> <p>罹災者は当日8時40分頃より、坑内で、天盤の落石防止金網の取り替え作業を実施していた。</p> <p>作業はホイローダのバケットに専用ゴンドラを装着し、1名がホイローダの運転、2名がゴンドラ内で金網の取り替え作業の計3名で実施していた。</p> <p>10時00分頃作業が終了し、ゴンドラを路面に下ろし罹災者がゴンドラから30～35cm下の路面に降りた時、路面の凹凸により左足を捻り罹災した。</p> <p>なお、罹災者は安全長靴を着用しており、転倒はしていない。また、照明はホイローダの前照灯と坑道の蛍光灯があり、特段に暗い状態ではなかった。</p>						
<p><b>【原因】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 路面に凹凸があった。</li> <li>2. ゴンドラから降りる時に不整地であることの認識が不足していた。</li> </ol>						
<p><b>【対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保安委員会等において今回の災害の原因の究明と対策についての協議を実施し、不整地で作業していることの認識を常に持たせるように注意喚起する。</li> <li>2. ゴンドラに注意喚起の警標を設置した。</li> <li>3. 関係作業標準にゴンドラへの乗り降り時の注意についても記載し、周知する。</li> <li>4. 従来から実施している坑道路面の補修の実施の推進を図る。</li> </ol>						
<p><b>【参考情報等】</b></p> <p>○乗り降りの際には、足下をよく確認しましょう。</p> <p>○注意喚起のため、標識その他の必要な表示を設けましょう。</p> <p>○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおりです。</p> <p>＜鉱山保安法令＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第12条）</li> <li>・共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条）</li> </ul>						
<p><b>【お問い合わせ先】</b></p> <p>中国四国産業保安監督部 鉱山保安課 藤田、川西 電話番号：082-224-5755</p>						



災害発生箇所位置図



罹災状況（再現）